

## 長野市いじめ問題再調査委員会答申を踏まえた取組について

### 1. 市教育委員会の取組

- **意識改革**
  - 法令・通知を速やかに確認・共有
  - 学校へ法に則った対応を指導
  - 重大事態の疑いがある場合は迅速に指示・訪問・助言
  - 「いじめ防止等のための基本的な方針」を提言やガイドラインを踏まえ改訂
- **学校現場への浸透策の継続的な実施**
  - 各校が「いじめ防止等のための基本的な方針」を見直し・対応
  - 職員対象の研修を毎年実施（市・学校双方で）
  - 「対応フローチャート」「早期対応ポイント」を配付し共通認識化
  - 各校が研修動画のオンデマンド配信によりいつでも学べる環境を整備
- **専門的職種・組織の援助体制の構築**
  - 専門家（法律・医療・福祉等）からなる調査員を派遣
  - 児童心理専門員による司法面接を参考にした聞き取り研修
- **保護者等社会への情報提供、啓蒙**
  - 校長講話やPTA総会、保護者懇談会等で情報発信
  - いじめ防止のための家庭・地域向けリーフレットを作成

### 2. 学校の取組

- **初動対応**
  - 自校の「基本方針」を見直し活用
  - 研修内容を共有、年度初めに職員研修を徹底
  - 市教委提供の「フローチャート」「早期対応ポイント」を活用
- **組織的対応**
  - いじめ把握時は自校の「基本方針」に基づき、校長が速やかに対策組織を招集
  - 情報共有と対応方針の決定を組織的に行う

### 3. 文書管理

- いじめ対応の記録・資料を必ず保管
- 行政規程に基づき文書管理を徹底

### 4. 子どもの権利の尊重

- 市の「基本方針」に子ども権利条例を反映
- 各校もマニュアルを見直し、権利尊重の視点を徹底

### 令和7年度実施した取り組み

- 教職員を対象としたいじめ対応に関わるオンデマンド動画を作成し、年度当初に配信
- 教職員のためのいじめ対応フローチャートをポスターとし、各学校へ配布
- 校長会、教頭会において、いじめに関する対応の徹底を周知
- 研修会（対象：管理職、生徒指導担当、教職員）において、いじめに関する対応の徹底を周知